

八王子都市計画

高尾台地区地区計画計画図

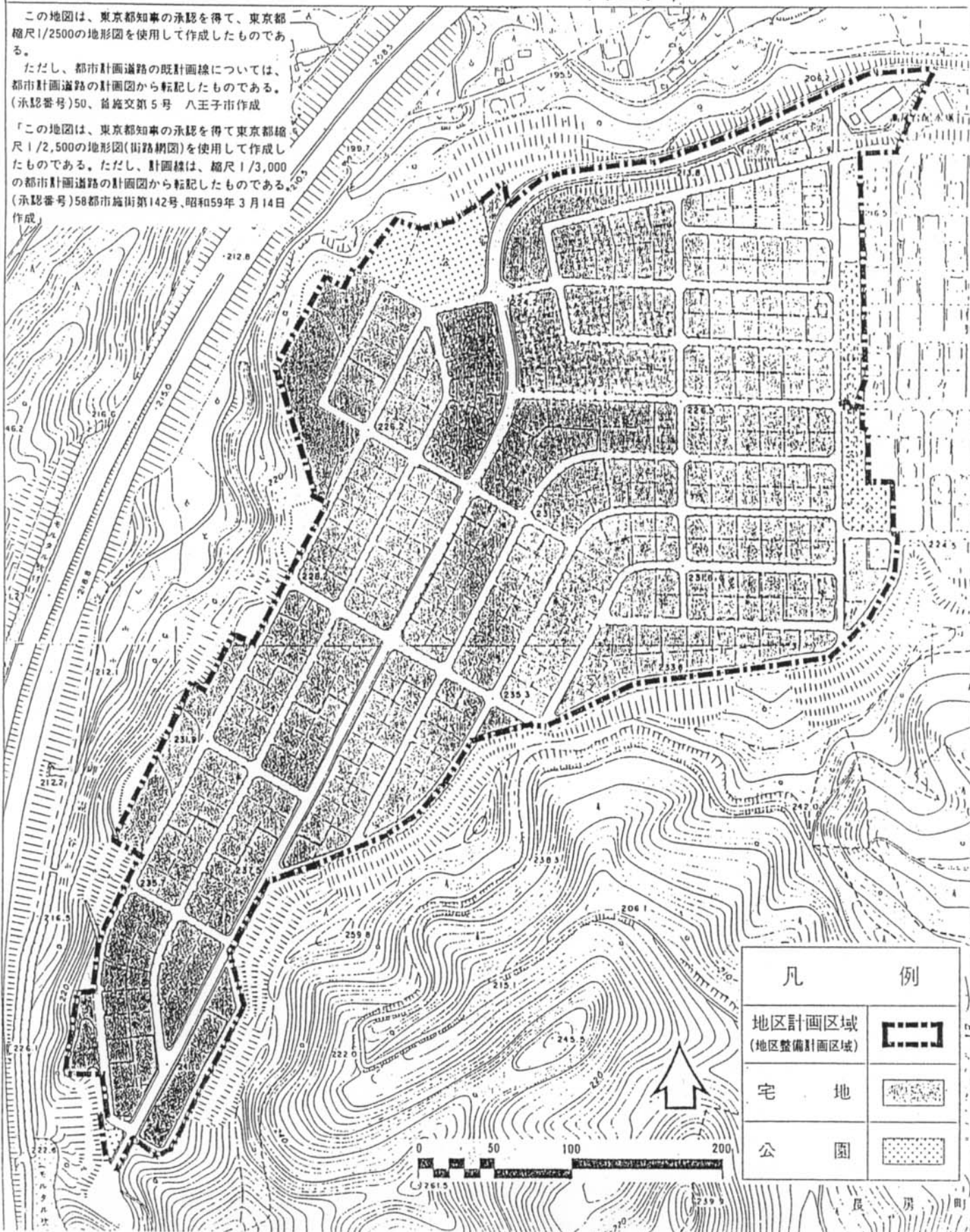
(八王子市決定)

八王子市元八王子町三丁目地内

この地図は、東京都知事の承認を得て、東京都縮尺1/2500の地形図を使用して作成したものである。

ただし、都市計画道路の既計画線については、都市計画道路の計画図から転記したものである。
(承認番号)50、第5号 八王子市作成

「この地図は、東京都知事の承認を得て東京都縮尺1/2,500の地形図(街路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、縮尺1/3,000の都市計画道路の計画図から転記したものである。
(承認番号)50都市計画第142号、昭和59年3月14日作成



凡 例

地区計画区域
(地区整備計画区域)



宅 地



公 園



長 房 町

八王子都市計画地区計画の決定　＜八王子市決定＞

都市計画高尾台地区地区計画を次のように決定する。

名　　　　　　称		高尾台地区地区計画	
位　　　　　　　置		八王子市元八王子町三丁目地内	
面　　　　　　　積		約１５．８ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地　区　計　画　の　目　標		当地区は、八王子市中心市街地西部に位置し、宅地開発による計画的な土地利用及び適正な地区施設の配置により、既に低層の一戸建住宅地として良好な住環境が形成されている。 そこで、本計画により、この良好な住環境の維持保全を図るとともに、安全でうるおいのある住宅地として発展させる。
	土　地　利　用　の　方　針		敷地の細分化、建築物の用途の混在等の防止により、既に形成されている良好な住環境の維持保全を図り、敷地内緑化を積極的に推進し、うるおいのある住宅地として発展させる。
	地区施設の整備の方針		住区幹線をはじめとする地区内道路、都市公園及び歩行者道が配置されている。 この地区施設の機能が損なわれないよう維持保全を図る。
	建築物等の整備の方針		低層の一戸建住宅地として整った街並を保全するため、建築物の用途の制限、敷地面積の最低限度、建築物の高さの最高限度を定め、垣、さくは緑を確保し、地震時の倒壊防止のため生垣を主体にし、適正な誘導規制を行う。
地	位　　　　　　　置		八王子市元八王子町三丁目地内
	面　　　　　　　積		約１５．８ha
区 整 備 計 画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限　※	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 １．住宅（長屋を除く。） ２．住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令第１３０条の３で定めるもの ３．診療所（患者の収容施設を有するものを除く。） ４．前各号の建築物に附属する建築物
		建築物の敷地面積の最低限度※	１５０㎡
		建築物等の高さの最高限度　※	建築物の高さの最高限度は、９mとする。ただし、地階を除く階数は２以下としなければならない。
		垣又はさくの構造の制限	生垣又はフェンスとしなければならない。ただし、高さ１m以下のコンクリートブロック、石積等は、この限りでない。

「区域は、計画図表示のとおり」※　知事承認事項
〔理由〕　新用途地域の決定に伴い、計画書中の「建築基準法」等を「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成４年法律第８２号）による改正後の建築基準法」等とするとともに、表記上の整合等を図るため、地区計画を変更する。